

令和8年度事業計画

公益財団法人にいがた産業創造機構

本県経済は持ち直しの動きが続いているものの、原材料価格の上昇などから、県内企業や消費者に対する物価高の影響が長期化するなど、県内企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

このため当機構（以下「NICO」）では、意欲ある企業への支援に重点を置くとともに、更なる技術力・研究開発力の向上や、より高度なデジタル化への支援など、NICOの取組が企業の付加価値向上やトップランナーの創出などの成果に着実につながるよう、事業計画策定から実施まできめ細かい支援を行いながら、本県産業の成長・発展に向けた取組を進めていく。

1 令和8年度 活動方針

- ① 脱炭素やDX（デジタルトランスフォーメーション）、生産年齢人口の減少による労働力不足などの社会的課題や加速化する産業構造の変化を踏まえ、成長可能性の高い分野を中心とした高付加価値化に向けた起業・創業や新規ビジネスモデルの創出を促進する。
- ② 変化する国内外の市場ニーズ（ライフスタイルの多様化や環境配慮など）に対応した商品の開発・改良から市場投入・定着までを一貫して支援することにより、県内企業や商品の高付加価値化を促進する。
- ③ DXの進展や労働力不足等に対応するため、相談体制の整備やIT人材育成などへの支援とともに、より高度なデジタル化の取組を促すことで、生産性の向上や企業の高付加価値化などの取組を推進する。
- ④ 時代の変化や企業ニーズに応じた的確な支援を行い、県内企業にとって身近で信頼される組織となるため、総合コンサルティング機能の強化など支援体制の充実・強化と効果的な情報受発信を実施する。

I 県内産業の高付加価値化に向けたトップランナーの創出・育成、技術力・研究開発力の向上等による成長促進

原材料価格等の上昇や加速する温暖化への対策など、経済社会活動の変化に対応しつつ、研究開発の支援や起業・創業の推進などにより、高い利益、付加価値を生み出す新規ビジネスモデルの創出を促進し、県内産業の高付加価値化や持続的発展につなげます。

1 起業・創業の支援

① ベンチャー企業創出事業

独創的な技術やアイデアをもとに、県内で新規に創業しようとする者又は決算を5期終えていない中小企業者に対して、創業期に必要な経費の一部を助成します。（2年以内継続申請可）

- ・（1年目） 助成限度額：5,000千円、助成率：2/3以内
- ・（2年目） 助成限度額：3,000千円、助成率：2/3以内

② 起業チャレンジ応援事業

県内において地域課題や社会課題を解決する事業を起業する際に必要な経費の一部を助成します。

- ・助成限度額：2,000千円、助成率：1/2以内

③ U・Iターン創業応援事業

首都圏等からのU・Iターンにより、県内において地域課題や社会課題を解決する事業を起業する際に必要な経費の一部を助成します。

- ・助成限度額：2,000千円、助成率：1/2以内

④ にいがた女性活躍起業応援事業

女性ならではの視点に立った起業セミナーをはじめ、起業に関する実践的な講座や、ビジネス体験・交流イベント、フォローアップ相談会の実施により、県内女性の起業・創業意識の醸成や女性起業家の創出・拡大を図ります。

⑤ 創業事業計画ブラッシュアップ支援事業

中小企業診断士をはじめとする専門家等を派遣し、創業（希望）者が描くビジネスプランや事業計画の策定支援や創業者が抱える経営課題に対して、解決に向けた助言・指導を行います。

⑥ にいがたスタートアップ推進事業

Webサイト及びSNSの運営を通じて、県及び市町村、商工団体や民間スタートアップ拠点等が実施するイベントや起業・創業関連メニュー、先輩起業家の記事などの情報を発信します。起業・創業支援情報の発信機能の充実等により、県内起業家の更なる裾野拡大、官民連携の創業支援体制の整備・強化を図ります。

2 トップランナー、次世代産業の創出支援

① トップランナー挑戦支援事業

県産業全体の高付加価値化と持続的な発展に寄与する企業（トップランナー）の創出を支援するため、技術・製品開発および研究開発の調査段階から試作開発までの取組に必要な経費を助成します。

・助成限度額：5,000千円、助成率：1/2以内

② 産学連携促進事業

企業や大学への訪問、セミナーの開催、各種交流会への参加等により新規取組の掘り起こしを行い、共同研究体制の構築や競争的資金の獲得支援等のコーディネートを実施します。

○ 技術開発HUB

県内大学・公設試験研究機関と連携した技術開発への支援、各種セミナー、アドバイザーによる個別相談等により、県内企業の技術開発や新事業展開の参考となる情報提供を行います。

③ 次世代産業チャレンジ研究会事業

次世代産業の創出、高付加価値化につながるような案件を創出するため、テーマ別の研究会を設置し、5～10年後の産業創造に向けた県内企業の新たなチャレンジを支援します。

④ 成長型中小企業等研究開発支援事業

県内中小企業が大学・公設試験研究機関等と連携して行う、技術の新規性、独創性及び革新性を有する研究開発及び事業化を支援します。

⑤ ナノテク研究センター運営事業

超精密・微細加工技術に関連した研究開発機器設備を企業・大学・公設試験研究機関等の研究・開発に活用し、ナノテク分野の研究開発とそれらを応用した高付加価値製品の開発を支援します。

3 経営革新や経営課題の解決

① 経営革新支援事業

中小企業が新たな取組による経営の向上を目指して作成する経営革新計画に対して、助言・指導のほか、計画の審査、承認計画に対するフォローアップ等を行います。また、必要に応じて専門家による課題解決や販路開拓などの支援を実施し、計画の実現性を高めていきます。

② 設備貸与事業

経営革新に取り組む小規模企業者等及び創業に必要な設備の導入を支援するため、割賦販売方式又はリース方式による設備貸与を行います。

4 企業の成長促進及び人材の確保・育成

① 稼ぐ企業創出に向けた伴走型サポート事業

本県経済を牽引する稼ぐ企業を輩出するため、地域中核企業や成長の可能性のある中小企業・小規模企業、高成長が期待されるベンチャー企業等を対象に、実践型講座や課題設定型の伴走支援を実施します。

② モノづくり革新人材群形成事業

産学官連携による高度で専門的な機械設計技術者向けの人材育成研修「長岡モノづくりアカデミー」を開催することで、県内企業における付加価値の高いモノづくりを進めるための人的基盤の強化や人的ネットワークの形成を支援します。

③ N A R I C 施設管理事業

大学・公設試験研究機関に近接した利便性の高い長岡リサーチコア・インキュベーター（N A R I C）の賃貸を通じ、起業家や研究開発型企業の初期投資を軽減することで、新たなビジネス化を支援します。

II 国内外の市場ニーズに対応した商品の企画・開発、市場投入・定着の推進

変化する市場ニーズに的確に対応し、国内外の消費者や企業から選ばれる商品の開発・改良及び市場投入・定着にチャレンジする、意欲ある県内企業の取組を支援することで、県内企業の高付加価値化を促進します。

1 国内外に向けた商品開発・販路開拓

(1) 生活関連

① 生活関連産業マーケティング支援事業

県内生活関連産業のモノづくり力をデザイン・ブランディング、マーケティング視点で強化するため、ニイガタ I D S デザインコンペティションを通じた商品評価や新商品開発を支援すると共に、新潟発のブランド構築に向けて、商品企画からデザイン、プロモーションまでの相談に幅広く対応します。

○ ニイガタ I D S デザインコンペティション

新潟県のファクトリーブランドの推進と確立による産業の振興を目的に、多くの県内企業から出品を募り、評価を行うことにより、環境の変化等に対応できる次代に向けた商品の提案力、開発力の強化を支援します。

○ デザイン開発プロジェクト

「100年後にも大切にしていきたい生活文化を、楽しみ、継承し、創造していくための道具」をコンセプトとした新潟発のブランドとして、商品開発から市場開拓までを支援します。

○ DESIGN LAB（デザイン・ラボ）

外部専門家や県内クリエイターを活用しながら、デザイン視点で戦略から商品企画、開発、流通化までの相談に対応する「DESIGN LAB（デザイン・ラボ）」を展開します。

② 5つ星ホテル向け商品開発事業

需要が高まる高級ホテルへの県産品導入を推進するために、ホテル業界に精通した専門家を講師に迎えた勉強会を行い、高級ホテル業界の動向や同業界で求められる商品の傾向などを学びながら、高級ホテル向けの商品開発とプロモーション活動を展開します。

③ 大手小売業と連携販路拡大事業（新規）

市場において地域に根差したクラフト製品などが再注目されつつあることを受け、発信力と編集力のある大手小売店と連携しながら商材の発掘を行い、国内外店舗でポップアップイベントを実施することで、県産品の情報発信と販路拡大を図ります。

（2）生産財関連

① 取引連携推進事業

ものづくり企業に対する受発注の紹介・あっせんや、展示会への出展支援を通じて、新規取引や販路拡大を支援します。

合わせて客先から選ばれる技術提案をするために、専門家とともに提案スキルアップの個別支援を行い、付加価値の向上を図ります。

また、「取引かけこみ寺」で企業間の取引に関するトラブルの相談に応じ、弁護士や中小企業庁、公正取引委員会とも連携を図りながら取引の適正化を支援します。

（3）食品関連

① 食品産業マーケティング支援事業

首都圏等の大消費地に向けた県産加工食品の市場拡大を目的に、商品開発から市場開拓まで一貫した体系的支援を展開します。また、食品流通の専門家による販路開拓や食品表示等の個別課題について相談・指導を実施します。

○ 食品開発・改良支援事業

流通関係者とのネットワークを活かし、マーケットインのものづくりを推進するため、食品関連企業が行う高付加価値化商品の開発・改良について、首都圏バイヤーをはじめとする流通関係の専門家が、マーケティング視点で課題解決のための実践的なアドバイスを行います。

○ アンテナショップ・テスト販売

「銀座・新潟情報館 THE NIIGATA」及び「新潟をこめ」の売り場で、テストマーケティングを実施します。

○ **国内展示会出展**

首都圏等への販路開拓を目指し、食品分野で国内最大級の展示会である「スーパーマーケットトレードショー」や、外食・中食関連の来場者が多い業務用向け展示会に県内企業とともに新潟県ブースとして出展します。

○ **専門家相談・指導**

食品表示等についての専門家による相談・アドバイスを実施します。

② **県産品販路開拓支援事業**

全国各地の百貨店で新潟物産展を開催し、食品や工芸品などの優れた県産品を各地の消費者へ販売する場を提供することにより、一層の販路拡大を支援します。

(4) 海外販路開拓

① **海外展開スキルアップ支援事業**

海外展開戦略の策定や海外バイヤーとの商談等について、専門家による指導や商談の場の提供を通じた支援を行い、県内企業の海外展開におけるスキルアップを図ります。

○ **国内輸出商談会**

日本国内で開催される国際商談会である「FOODEX JAPAN」への出展を支援し、成約につなげていきます。

○ **海外ビジネスアドバイザーによる支援**

効果的な海外展開を実現するため、国際ビジネスに精通した専門家が、海外展開に関する様々な相談に対応します。

○ **ビジネスコンサルティング**

海外に設置したコーディネーターによる県内企業等の現地活動支援に加え、商談会にあたっての事前準備やフォローアップ等を行います。

② **グローバル市場販路拡大事業**

欧州でのテストマーケティングおよび商談の実施により、企業の販路拡大を支援します。

フランス、イギリス及びドイツにおいて、消費者向けのテストマーケティングのほか、海外事業者への販路開拓を実施し、欧州全域、世界への波及を目指します。

③ **海外市場定着化支援事業**

日本産食品への理解度が高く、市場の伸びが見込まれるオーストラリアを対象として、企業や商材の「調査・発掘」から「育成」、「市場定着」までを継続的に支援することで、海外市場での県産品の定着・販路拡大を図ります。

④ **海外展開加速化支援事業**

県内企業の輸出拡大に向けた海外での市場調査や販路拡大（海外で開催される見本市等への出展、輸出向け商品開発、越境EC事業への参入等）に係る経費の一部を助成します。

- ・地域中核企業 助成限度額：3,000千円（2か年6,000千円）、助成率：1/2以内
- ・中小企業 助成限度額：1,500千円（2か年3,000千円）、助成率：1/2以内

⑤ 海外展開トライアルサポート事業

海外展開に取り組んだ経験のない企業等を対象に、海外市場調査や見本市出展等の取組に係る経費の一部を助成します。

- ・助成限度額：500千円、助成率：1/2以内

⑥ 中小企業等海外出願支援事業

知的財産を活用した海外市場への新たな参入や新事業展開を促進するため、優れた技術等を海外において広く活用しようとする中小企業者等が行う海外への特許、実用新案登録、意匠登録、商標登録、冒認対策商標の出願に必要な経費の一部を助成します。

（5）首都圏展開

① 首都圏情報発信拠点事業

新潟県の首都圏情報発信拠点「銀座・新潟情報館 THE NIIGATA」において、県内事業者の魅力ある様々な商品の販売や日本酒の試飲、飲食の提供、体験・交流等のイベントを行うとともに、観光及びU・Iターン情報なども含めた新潟の魅力や情報を発信します。

また、「THE NIIGATA」を拠点とした首都圏企業・飲食店等への販路開拓を行うなど、「BtoC」だけでなく「BtoB」にも積極的に取り組みます。

Ⅲ DXによる生産性向上や新たな価値創出を促進

DXの急速な進展や生成AIの普及により、様々なビジネスにおいて大きな変革がもたらされている中、本県においても産業の変革につなげるため、デジタル技術・データを最大限活用した業務の効率化、省力化や企業の高付加価値化に向けた取組を支援します。

1 企業のDX推進

① DXトッパー創出事業

自社製品・サービスを持つ企業に対して、ITコーディネーターやベンダー企業で構成する支援チームが、課題の抽出・整理から解決策や活用可能な補助金の検討等まで集中的な支援を実施することにより、デジタル技術を活用した製品・サービスの開発やビジネスモデルの変革を加速し、業界のトッパーを創出します。

② DX先端技術活用サービス等開発支援事業

県内企業による新たなビジネスモデルを創出するため、生成AI、メタバース、XR、ドローン、産業用ロボットなどの先端技術を活用した革新的な製品・サービスを開発する費用の一部を助成します。

・助成限度額：2,000千円、助成率：1/2以内

③ DX総合相談体制整備事業

県内企業や支援機関を対象としたDX総合相談窓口を設置し、経営とITの両面に知見を有するDXコンシェルジュによる相談のほか、DX認定取得や具体的なシステム導入につながるようIT企業への橋渡しを行います。

④ 支援機関連携DX意識改革事業

金融機関や商工団体等に対して、基礎的なDX支援スキルを習得するセミナーやDX推進スキルを習得するワークショップ・実践研修・幹部向け報告会等を開催することで、DX支援の成功モデルを創出し、他の支援機関への横展開につなげます。

⑤ 支援機関連携DXセミナー開催支援事業

金融機関や商工団体等が開催するDX関連セミナーに係る費用の一部を助成するとともに、講師選定や開催方法に関する助言、DXコンシェルジュによる出張相談等の支援を行います。

⑥ ITベンダー企業育成等支援事業

県内IT企業のDX支援能力向上を目的に、クラウドサービスやAI、ユーザー企業への提案手法等を学ぶ研修会を開催します。また、DX支援に関する意識を醸成するため、IT企業同士の交流会を開催します。

IV 県内企業に信頼される支援体制の充実・強化と効果的な情報受発信

社会の変化や企業ニーズに応じた的確な支援を行い、NICOが県内企業にとって身近で信頼される組織となるために、総合コンサルティング機能の強化など組織の支援体制の充実・強化を図るとともに、効果的な情報受発信を実施します。

1 支援体制の充実・強化

① 関係機関連携事業

商工会議所・商工会等の産業支援機関との情報交換や事業連携を進め、意欲ある企業等の掘り起こしや適切な支援策の提供などが実施できる連携体制づくりに努めます。

② よろず支援拠点事業

小規模企業支援の一環として国が設置する「よろず支援拠点」の実施機関として、企業支援に優れた能力・知識・経験等を有する専門コーディネーターを中心に、関係機関・団体等の支援機関との連携や、NICO事業との連動等により、企業からの相談に対応します。

③ 専門家派遣事業

エネルギー・食料品の物価高騰の影響等により、中小企業者等が抱える様々な経営課題（物価高

騰、価格転嫁・交渉、経営改善、販路開拓、新商品開発、DX推進等)の解決に向けて、登録する外部専門家の派遣による助言・指導を行うことで、課題等の解決と挑戦に向けた取組を支援します。

④ N I C O人材育成事業

産業支援機関としての役割を的確に果たすため、職員一人ひとりの企業支援に係る能力及び資質の向上を図ります。

2 効果的な情報受発信

① 情報受発信事業

ホームページやSNSを活用したわかりやすく親しみやすい情報提供や、プレスリリースを通じた積極的な広報活動を行うとともに、企業活動に役立つ情報を的確に収集し、N I C Oプレス、メールマガジン等の媒体を通じて効果的に発信することで、N I C O支援事業の利用を促進します。

② N I C Oクラブ運営事業

会員登録制の「N I C Oクラブ」を運営し、クラブ会員のニーズに応じた情報提供を行うとともに、会員企業の広報に対する支援やネットワークづくりの機会創出など、魅力あるクラブ運営に努め、N I C Oの活用や新たな事業展開につなげていきます。

3 企業再生・活性化支援

① 中小企業再生支援事業

経営環境の悪化しつつある中小企業に対し、各地域の関係機関や専門家等が連携して、きめ細やかに収益力改善・経営改善・事業再生を支援することにより、地域経済において大きな役割を果たす中小企業の活力の再生を図ります。また、廃業を検討される中小企業に対し、廃業支援と共に経営者保証債務整理(再チャレンジ支援)を行います。

② 経営改善計画策定支援等事業

国の認定を受けた経営革新等支援機関に支払う計画策定費用及び伴走支援費用の一部を補助することで、金融支援が必要な中小企業・小規模事業者の経営改善計画の策定を支援します。

③ 事業承継総合支援事業

商工団体及び金融機関等ネットワーク構成機関との一層の連携強化を図りさらなる支援ニーズの掘り起こしを促進するとともに、自治体等を中心とした自走可能な支援体制の構築を支援し、事業承継・引継ぎに関するワンストップ体制により、親族内承継から第三者承継まで様々な相談、課題に対応します。親族内承継の相談には外部専門家を活用した支援を、後継者不在の企業には登録機関等への橋渡しやデータベースを活用したマッチング支援等を行い、県内企業の円滑な事業承継、引継ぎに注力していきます。

④ 事業承継支援加速化事業

商工会連合会及び商工会議所による初期対応を強化するとともに、新潟県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携を強化することで、経営課題の見える化による事業承継計画の策定を支援し、県内企業の事業承継を促進します。

公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容について記載した書類

新様式

【法人の事業について】

認定規則第45条

事業 年度	自	令和8年4月1日	法人コード	A018064
	至	令和9年3月31日	法人名	公益財団法人にいがた産業創造機構

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業名等
公 1	創業・経営革新、経営基盤強化、市場開拓など、県内企業等に対する経営支援を行う事業
公 2	産学官連携、産業人材育成、情報化の支援など、次代をリードする産業創出に寄与する事業

(2) 収益事業等

[1] 収益事業

事業番号	事業名等
収 1	公益目的事業の推進に資する収益事業

[2] その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業名等
他	

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率(%)
公 1	創業・経営革新、経営基盤強化、市場開拓など、県内企業等に対する経営支援を行う事業	82.6%

[1] 事業の概要について (注1)

〈事業実施の趣旨〉

新潟県の産業の活性化及び中小企業の発展のため、創業・経営革新、経営基盤強化、市場開拓など、県内企業等に対し経営支援を行う。

1 創業・経営革新支援

新規創業、企業の経営革新を支援するため、創業予定者、県内企業等を対象に、創業、新商品・新技術開発事業等の経費に対する助成、創業予定者等向けのセミナー開催等を行う。

財源は、新潟県補助金、新潟県受託金、基金運用益などである。なお、受託事業は、当機構の設置目的達成に寄与するもので、当機構の持つ企業支援ノウハウ等を活かすことができるものなどを選択しながら実施していく。

2 経営基盤強化支援

企業の経営基盤強化を支援するため、県内企業等を対象に、設備投資に係る資金の貸付、取引先の紹介斡旋、展示商談会への出展等の支援を行う。

財源は新潟県補助金、新潟県借入金、日本政策金融公庫借入金などである。

3 市場開拓支援

企業のマーケティング活動を支援するため、県内企業等を対象に、企業の商品企画・開発に関する評価・助言やセミナーの開催、展示商談会への出展支援等を行う。

財源は新潟県補助金、国補助金などである。

4 企業再生支援

企業の事業再生を支援するため、経営状況の悪化している県内企業等を対象に、事業再生計画の相談・助言などを行う。

財源は国受託金などである。なお、受託事業は当機構の設置目的達成に寄与するもので、当機構の持つ企業支援ノウハウ等を活かすことができることから実施したものである。

5 支援体制の整備

県内企業等に対する経営支援を行うため、県内企業等を対象に、外部専門家、支援機関等との連携による経営に関する助言・指導、インキュベーション施設の運営等により支援体制を強化・整備する。

財源は新潟県補助金、新潟県受託金などである。なお、受託事業は、当機構の設置目的達成に寄与するもので、当機構の持つ企業支援ノウハウ等を活かすことができるものなどを選択しながら実施していく。

6 情報の受発信

企業経営に役立つ情報提供を行うため、創業予定者、県内企業等を対象に、ホームページ、メールマガジン、機関誌の発行や経営セミナー、広報講座などを開催する。

財源は新潟県補助金、会費収入などである。

〈1～6の事業をまとめた理由〉

新潟県の産業の活性化及び中小企業の発展のため、県内企業等の経営課題解決のための経営支援を行う事業をまとめたもの。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

[2] 事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1号～第5号、第7号～第14号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
20	本事業は、県内企業の経営革新及び産業の創出、経営基盤強化、県産品の販路拡大等の企業活動の支援を行うものであり「公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業」に該当する。
19	本事業は、企業の経営の拡大により雇用の創出に繋がるとともに地域資源の利用が地域に活力を与えるものであり「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当する。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	【1 創業・経営革新支援、3 市場開拓支援、6 情報の受発信】 1.県内産業の活性化及び企業の発展に資するための事業であり、当該事業の目的は、ホームページへの掲載、メールマガジンの配信、新聞広告などにより、広く周知を図っている。 2.テーマにより対象者を想定するが、排除要件とするものではなく、テーマに関心のある受講者から広く応募を受け付ける。 3.演習やプレゼン等がカリキュラムに含まれている場合は、専門家である講師がアドバイスを含め確認する。また、講師以外の専門家(中小企業診断士、社会保険労務士など)の活用も可能である。 4.講師等に対する報酬は、県に準じた当機構の規定により支払われるものであり、社会的・常識的観点からも妥当であり、過大とはなっていない。	
(5) 相談、助言	1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)	【1 創業・経営革新支援、2 経営基盤強化支援、3 市場開拓支援、4 企業再生支援、5 支援体制の整備】 1.県内産業の活性化及び企業の発展に資するための事業であり、当該事業の目的は、ホームページへの掲載、メールマガジンの配信、パンフレットの配布などにより、広く周知を図っている。 2.具体的な経営課題がある者は、広く利用でき、一般に開かれている。 3.相談内容により、適切な外部専門家(中小企業診断士、社会保険労務士など)が対応する。	
(6) 調査、資料収集	1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。 3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。 4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。	【6 情報の受発信】 1.県内産業の活性化及び企業の発展に資するための事業であり、当該事業の目的は、ホームページへの掲載、情報誌の配布などにより、広く周知を図っている。 2.ホームページへの掲載、情報誌の配布を行い、随時外部からの問い合わせに対応している。 3.情報誌記事の作成については専門家(広報アドバイザー等)が適切に関与している。 4.情報誌は、当機構が企画から情報収集、紙面作成を実施している。	

(9) 展示会、○○ショー	<p>1.当該展示会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例:テーマに沿ったシンポジウムやセミナーを開催/出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている/テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか(注)/入場者を特定の利害関係者に限っていないか)</p> <p>(注)公益目的と異なるプログラムになっていないかを確認する趣旨であり、公益目的と異ならない限り、製品等の紹介も認め得る。</p> <p>3.(出展者を選定する場合、)出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定しているか。(例:出展料に不当な差別がないか)</p>	<p>【2 経営基盤強化支援、3 市場開拓支援】</p> <p>1.県内産業の活性化及び企業の発展に資するための事業であり、当該事業の目的は、ホームページへの掲載、メールマガジンの配信、パンフレットの配布などにより、広く周知を図っている。</p> <p>2.県内産業の活性化及び企業の発展のため、販路拡大、企業間取引の促進などをテーマとして設定し実施している。</p> <p>3.出展要件を定め、募集の都度、ホームページ等で公表するなど公正に選定している。</p>	
(11) 施設の貸与	<p>1.当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。</p>	<p>【5 支援体制の整備】</p> <p>1.県内産業の活性化及び企業の発展に資するための事業であり、当該事業の目的は、ホームページへの掲載、メールマガジンの配信、パンフレットの配布などにより、広く周知を図っている。</p> <p>2.創業及び企業の経営革新の促進に資する活動及び高度な能力を有する人材の育成に資する活動については、利用料金を1/2に免除する優遇措置を講じている。</p>	
(12) 資金貸付、債務保証等	<p>1.当該資金貸付、債務保証等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.資金貸付、債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的に合致しているか。</p> <p>3.対象者(貸付を受ける者その他の債務者となる者)が一般に開かれているか。</p> <p>4.債務保証の場合、保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみに限定されていないか。</p> <p>5.資金貸付、債務保証等の件数、金額等を公表しているか。(対象者名の公表に支障がある場合、その公表は除く。)</p> <p>6.当該資金貸付、債務保証等に専門家の適切な関与があるか。</p>	<p>【2 経営基盤強化支援】</p> <p>1.県内産業の活性化及び企業の発展に資するための事業であり、当該事業の目的は、ホームページへの掲載、メールマガジンの配信、パンフレットの配布などにより、広く周知を図っている。</p> <p>2.県内中小企業の事業支援のため、利率や貸付期間など有利な条件を設定している。</p> <p>3.資金貸付等の実施目的を踏まえ対象者の要件を設定しているが、要件に合致する者であれば誰でも事業の申込み等は可能である。</p> <p>4.保証の対象は、県内外金融機関及び県内企業であり、対象を限定していない。</p> <p>5.件数、総額は事業報告において公表している。</p> <p>6.当機構の中小企業診断士の資格をもつ職員や外部専門家、外部専門機関が関与している。</p>	
(13) 助成(応募型)	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>【1 創業・経営革新支援】</p> <p>1.県内産業の活性化及び企業の発展に資するための事業であり、当該事業の目的は、ホームページへの掲載、メールマガジンの配信、パンフレットの配布などにより、広く周知を図っている。</p> <p>2.機会は県内中小企業に広く開かれている。</p> <p>3.利害関係者を排除し、当機構役員、外部専門家等により審査を行う。</p> <p>4.当機構役員、各分野の適切な外部専門家が選考に関与している。</p> <p>5.採択案件については、ホームページで対象者名、事業内容等を公開している。</p> <p>6.採択事業終了後、実績報告を受け、また、必要に応じ個別にフォローアップ調査を実施している。</p>	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率(%)
公 2	産学官連携、産業人材育成、情報化の支援など、次代をリードする産業創出に寄与する事業	6.6%

[1] 事業の概要について (注1)

〈事業実施の趣旨〉

新潟県の産業の活性化及び中小企業の発展のため、産学官連携による研究開発や、産業人材の育成、情報化の支援などにより、次代をリードする産業創出を支援する。

1 産学連携支援

県内企業の技術の高度化を支援し新事業の創出を図るため、県内企業、大学、試験研究機関などを対象に研究会やセミナーの開催、産学連携のコーディネートなどの事業を行い、県内企業、大学、試験研究機関等によるコンソーシアムの形成等を促進し、産学連携による研究開発を推進する。

財源は新潟県補助金、国受託金などである。なお、受託事業は、当機構の設置目的達成に寄与するもので、当機構の持つ企業、関係機関とのネットワーク等を活かすことができるものなどを選択しながら実施していく。

2 産業人材育成

IT関連企業や産業機械関連企業等の競争力強化を図るため、県内企業実務者を対象に、IT人材育成や機械設計に関する研修や相談会等を行い、高度な技術を持つ産業人材を育成する。

財源は新潟県補助金、受講料収入などである。

3 情報化の支援

新たなIT技術を活用した高付加価値のビジネスモデルの創出を図るため、ITに関心を持つ県内企業等を対象に、IT経営に関するセミナーや相談・助言・指導等を行い、戦略的なITの利活用を促進する。

財源は新潟県補助金などである。

4 産業基盤形成の支援

県内企業等の新分野進出を促進するため、創業予定者、県内企業等を対象に、ナノテク関連設備やインキュベーション施設の賃貸を行い、研究開発型企業を支援する。

財源は基金運用益、賃借料収入などである。

[1～4の事業をまとめた理由]

新潟県の産業の活性化及び中小企業の発展のため、次代をリードする産業の創出に寄与する事業をまとめたもの。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分に分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 2
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第4号、第6号、第9号、第11号、第12号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
20	本事業は、産学官の連携支援による新技術・新製品の開発促進、IT分野などの産業人材育成の支援を図るものであり「公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業」に該当する。
1	本事業は、産学官連携による技術開発の支援や科学技術の振興を図るものであり「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」に該当する。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	【1 産学連携支援、2 産業人材育成、3 情報化の支援】 1. 県内産業の活性化及び企業の発展に資するための事業であり、当該事業の目的は、ホームページへの掲載、メールマガジンの配信、新聞広告などにより、広く周知を図っている。 2. テーマにより対象者を想定するが、排除要件とするものではなく、テーマに関心のある受講者から広く応募を受け付ける。 3. 演習やプレゼン等がカリキュラムに含まれている場合は、専門家である講師がアドバイスを含ま確認する。 4. 講師等に対する報酬は、県に準じた当機構の規定により支払われるものであり、社会的・常識的観点からも妥当であり、過大とはなっていない。	
(5) 相談、助言	1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)	【2 産業人材育成、3 情報化の支援】 1. 県内産業の活性化及び企業の発展に資するための事業であり、当該事業の目的は、ホームページへの掲載、メールマガジンの配信、パンフレットの配布などにより、広く周知を図っている。 2. 技術・製品開発に関する課題がある者は、広く利用でき、一般に開かれている。 3. 相談内容により、ノウハウを持つ職員が対応し、または適切な外部専門機関(大学、公的試験研究機関等)を紹介する。	

(7) 技術開発、研究開発	<p>1.当該技術開発、研究開発が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該技術開発、研究開発の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該技術開発、研究開発に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>【1 産学連携支援】</p> <p>1.県内産業の活性化及び企業の発展に資するための事業であり、当該事業の目的は、ホームページへの掲載、パンフレットの配布、展示会への参加などにより、広く周知を図っている。</p> <p>2.技術開発の名称、結果等をホームページや展示会、事業報告において公表している。</p> <p>3.開発技術を持つ企業や専門分野の大学の研究者などが参画している。</p> <p>4.当機構は、事業計画の申請、事業報告等を行う管理法人としての取りまとめを行うため、関連する公設試験研究機関、大学をリードし主体的に取り組んでいる。</p>	
(9) 展示会、○○ショー	<p>1.当該展示会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例:テーマに沿ったシンポジウムやセミナーを開催/出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている/テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか(注)/入場者を特定の利害関係者に限っていないか) (注)公益目的と異なるプログラムになっていないかを確認する趣旨であり、公益目的と異ならない限り、製品等の紹介も認め得る。</p> <p>3.(出展者を選定する場合、)出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定しているか。(例:出展料に不当な差別がないか)</p>	<p>【1 産学連携支援、3 情報化の支援】</p> <p>1.県内産業の活性化及び企業の発展に資するための事業であり、当該事業の目的は、ホームページへの掲載、パンフレットの配布などにより、広く周知を図っている。</p> <p>2.県内産業の活性化及び企業の発展のため、販路拡大、企業間取引の促進などをテーマとして設定し実施している。</p> <p>3.事前に出席要件を公表するなど、公正に選定している。</p>	
(11) 施設の貸与	<p>1.当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。</p>	<p>【4 産業基盤形成の支援】</p> <p>1.県内産業の活性化及び企業の発展に資するための事業であり、当該事業の目的は、ホームページへの掲載、メールマガジンの配信、パンフレットの配布などにより、広く周知を図っている。</p> <p>2.学術機関、公設試験研究機関等が行う公益性の高い戦略的・先導的研究で使用する場合は、料金減免の優遇措置をとっている。</p>	
(12) 資金貸付、債務保証等	<p>1.当該資金貸付、債務保証等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.資金貸付、債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的に合致しているか。</p> <p>3.対象者(貸付を受ける者その他の債務者となる者)が一般に開かれているか。</p> <p>4.債務保証の場合、保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみに限定されていないか。</p> <p>5.資金貸付、債務保証等の件数、金額等を公表しているか。(対象者名の公表に支障がある場合、その公表は除く。)</p> <p>6.当該資金貸付、債務保証等に専門家の適切な関与があるか。</p>	<p>【4 産業基盤形成の支援】</p> <p>1.県内産業の活性化及び企業の発展に資するための事業であり、当該事業の目的は、ホームページへの掲載、メールマガジンの配信、パンフレットの配布などにより、広く周知を図っている。</p> <p>2.県内中小企業の高度な工業技術の開発事業を支援するため、保証期間や保証料など有利な条件を設定している。</p> <p>3.債務保証の実施目的を踏まえ対象者の要件を設定しているが、要件に合致する者であれば誰でも事業の申込み等は可能である。</p> <p>4.保証の対象は、県内金融機関及び県内企業であり、対象を限定していない。</p> <p>5.件数等は事業報告において公表している。</p> <p>6.当機構の中小企業診断士の資格をもつ職員や外部専門家、外部専門機関が関与している。</p>	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(2) 収益事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款(法人の事業又は目的)上の根拠
収 1	公益目的事業の推進に資する収益事業	第5条
事業の概要		
県産品の販売事業など、公益目的事業の推進に資する収益事業を実施した。		
1 県産品販売事業 県産品の普及・宣伝や販路拡大等のため、県産品販売等に関する収益事業を行った。		
2 広告・宣伝に関する事業 県内企業等のPR等を行うため、封筒や情報誌等の印刷物やホームページに広告を掲載するなど収益事業を実施する。		
3 その他公益目的事業の推進に資する収益事業 上記のほか、公益目的事業を促進する収益事業を実施する。		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注1)		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
本事業の利益の額が0円以下である場合の理由又は今後の改善方策について(注2)		

注1 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

注2 本事業における利益から、管理費のうち本事業に按分される額を控除した額が、0円以下である場合に記載してください。